田舎館村指定給水装置工事事業者の指定にかかる提出物等について（１／２）

●新規指定申請時

１．指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１）

（添付書類）

□　給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

【法人の場合】□　定款の写し

【法人の場合】□　登記事項証明書

【個人の場合】□　住民票の写し

２．（別表）機械器具調書

３．誓約書（様式第２）

４．給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３）

●指定更新時

１．指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１）

（添付書類）

□　給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

【法人の場合】□　定款の写し

【法人の場合】□　登記事項証明書

【個人の場合】□　住民票の写し

２．（別表）機械器具調書

３．誓約書（様式第２）

　　４．（別紙）指定更新時確認書

　　　　　　　　（添付書類）

　　　　　　　　　　□　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績を証明する書類（受講証等）の写し

　　　　　　　　　　□　以下に示す保有資格等を証明する書類（資格証等）の写し

　　　　　　　　　　　　　①　水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

　　　　　　　　　　　　　　　（配管技能者、その他類似の名称を含む）

　　　　　　　　　　　　　②　職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士

　　　　　　　　　　　　　③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の

　　　　　　　　　　　　　　　配管課の課程修了者

　　　　　　　　　　　　　④　公益社団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の

課程修了者

（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

田舎館村指定給水装置工事事業者の指定にかかる提出物等について（２／２）

●指定事項の変更の届出について

変更のあった日から30日以内に届出すること。

　〇事業所の名称及び所在地の変更

　　　１．指定給水装置工事事業者指定事項変更届書（様式第１０）

　〇氏名又は名称・住所・法人の場合は代表者の変更

　　　１．指定給水装置工事事業者指定事項変更届書（様式第１０）

　　　２．誓約書（様式第２）

　　　　　　　　　（添付書類）

【法人の場合】□　定款の写し及び登記事項証明書

【法人の場合】□　登記事項証明書

【個人の場合】□　住民票の写し

〇【法人の場合のみ】役員の変更

　　　１．指定給水装置工事事業者指定事項変更届書（様式第１０）

　　　２．誓約書（様式第２）

　　　　　　　　　（添付書類）

　　　　　　　　　　　□　登記事項証明書

●事業の廃止、休止又は再開

事業の廃止又は休止した場合はその日から30日以内、再開した場合はその日から10日以内に届出すること。

　　１．指定給水装置工事事業者(廃止･休止･再開)届出書（様式第１１）

●給水装置工事主任技術者の変更

　給水装置工事主任技術者の選任又は解任があった場合は遅滞なく届出すること。

　　１．給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３）

　　　　　　　　（添付書類）

【選任する場合のみ】□　給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）